

## 情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱

平成29年2月16日 総情セ第18号  
令和3年2月3日 総セ統第21号  
令和3年12月24日 総国研第67号  
令和4年12月7日 総国研第57号  
令和5年4月25日 総国研第35号  
令和6年2月1日 総国技第8号

### (通則)

第1条 情報通信技術研究開発推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）又は民間事業者等が行う業務に必要な経費を補助することにより、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発並びにその成果の普及のための体制と活動の強化を図ることを目的とする。

### (交付の対象及び補助率等)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、機構又は民間事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金の対象となる業務及び事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

(1) サイバーセキュリティ演習等業務

機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」という。）第14条第1項第7号イ及び第8号に基づきサイバーセキュリティに関する演習等を行う業務をいう。

(2) サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成業務

機構が機構法第14条第1項第8号に基づきサイバーセキュリティに関する情報分析・人材育成等の産学官連携拠点の形成を行う業務をいう。

(3) 次世代人工知能研究基盤整備事業

機構が機構法第14条第1項第1号に基づき、脳モデルを活用した次世代の先端的な人工知能技術の研究開発に必要となる脳情報データ収集基盤の整備を行う事業をいう。

(4) ICTデバイス研究基盤・開発環境整備事業

機構が機構法第14条第1項第1号及び第8号に基づき、ICTデバイス研究基盤の強化及び民間企業等が利用可能な開発環境の整備を行う事業をいう。

(5) 量子暗号通信ネットワーク実証事業

機構が機構法第14条第1項第1号及び第8号に基づき、民間企業等が利用可能な量子暗号通信ネットワークを構築し実証利用を行う事業をいう。

(6) 衛星量子暗号通信技術実証事業

機構が機構法第14条第1項第1号及び第8号に基づき、衛星コンステレーションにおける量子暗号通信について、光地上局システムが抱える技術課題を産学官連携によって解決するためのテストベッド環境を整備し実証利用を行う事業をいう。

(7) 多言語翻訳技術高度化事業

機構が機構法第14条第1項第1号に基づき、多言語翻訳技術について、翻訳ニーズの高い未対応言語への対応及び専門用語等に対する翻訳精度の向上等の高度化を行う事業をいう。

(8) 降雨等観測機器整備事業

機構が機構法第14条第1項第1号に基づき、二重偏波観測に対応した降雨等観測用の気象レーダーの整備を行う事業をいう。

(9) 深紫外線発光ダイオード高効率化等研究開発事業

機構が機構法第14条第1項第1号及び第8号に基づき、高強度深紫外LEDの殺菌用途における実用化に向けた技術的な課題解決のための研究開発において、深紫外LEDの高効率化等を行う事業をいう。

(10) サイバーセキュリティ情報収集・分析実証事業

機構が機構法第14条第1項第8号に基づき、政府端末におけるサイバーセキュリティ情報を収集・分析する仕組みを構築し実証利用を行う事業をいう。

(11) 量子インターネット要素技術研究開発事業

機構が機構法第14条第1項第1号及び第8号に基づき、量子インターネットの実現に向けて必要な要素技術開発において、量子状態を維持した量子通信の長距離化や高精度同期等の研究開発を行う事業をいう。

(12) スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業

民間事業者等が起業又は事業拡大を目指す個人又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第14項に規定する中小企業者等が行うICTに関する研究開発等に必要な費用を助成する事業（これに附随する業務を含む。）をいう。

3 前項(1)から(11)までの補助事業にあつては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、機構に対して、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

4 第2項(12)の補助事業にあつては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、民間事業者等に対する補助対象経費は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 機構又は民間事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）を大臣に提出しなければならない。

2 第3条第2項(12)の補助事業の補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定及び通知)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)をもって申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 大臣は、第1項の場合において、交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

4 大臣は、申請に対し不交付の決定をしたときには、不交付決定通知書(様式第3)をもって申請者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた機構又は民間事業者等(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### (補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた日を含む。)の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

3 大臣は、前項の期間内は、いつでも、第1項の帳簿及びすべての証拠書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

#### (計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第4による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 経済事情や技術の進歩に即応してシステムを変更する場合で、補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、能率的な補助事業の目的の達成に資するようなもの  
イ 補助事業の実施時期、実施期間又は人員を変更する場合で、補助事業の目的の達成に支障を及ぼさないもの

(2) 第3条第2項(12)の補助事業にあつては、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分額のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の場合を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

#### (事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第5による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

#### (状況報告)

第10条 補助事業者は、大臣の要求があつたときは、補助事業の遂行状況及び収支の状況について様式第6により大臣に報告しなければならない。

#### (予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに大臣に提出してその指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、情報通信技術研究開発推進事業費補助事業実績報告書（第3条第2項(1)から(11)までの補助事業にあつては様式第7-1、同条同項(12)の補助事業にあつては様式第7-2）を大臣に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となった場合であつて、大臣の承認を受けたときは、この限りでない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、補助事業ごとにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第2項の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、変更後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2 前項の交付すべき補助金の額は、補助事業ごとに次のとおりとする。

(1) 第3条第2項(1)から(11)までの補助事業については、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれか少ない額とする。

(2) 第3条第2項(12)の補助事業については、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれか少ない額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令をした日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第14条 補助金は、前条第1項又は第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条 大臣は、第8条第1項（3）の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 大臣は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他適正化法（適正化法に基づく命令を含む。）又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 補助事業者は、大臣が前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金の支払を受けているときは、大臣の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

4 大臣は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者がその命令に係る補助金の支払を受けた日から納付の日までの期間において、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 第3条第2項(12)の補助事業については、補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合

には、速やかに様式第9の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第13条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

#### (契約)

第17条 補助事業者は、補助対象経費の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合においては、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第18条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### (財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第11による取得財産等明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。
  - 4 補助事業者は、その管理に係る取得財産等を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
  - 5 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第20条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第5項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第21条 第3条第2項(12)の補助事業の実施に当たっては、補助事業者は、補助事業の開始前に、当該補助事業により助成する費用(以下「間接補助金」という。)の交付の  
手続等について第4条から第20条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、  
大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があ  
ったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第14条第1項ただし書による  
補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を当該間接補助金の交付決定通知  
を受けた個人又は中小企業者等に支払わなければならない。

(申請書等の提出部数)

第22条 この要綱に定める書類の提出部数は1部とする。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に補助金要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中  
にこれに相当する規定があるときは、この附則に別段の定めがあるものを除き、本要綱の  
規定によりしたものとみなす。

附 則(令和3年2月3日総セ統第21号)

1 この要綱は、令和3年2月3日から施行する。ただし、第3条第2項に(2)を加える改  
正規定並びに第3条第3項及び別表の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月24日総国研第67号)

1 この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

附 則(令和4年12月7日総国研第57号)

1 この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

附 則(令和5年4月25日総国研第35号)

1 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則(令和6年2月1日総国技第8号)

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。



別表第1（第3条関係）

事業の区分	補助対象経費	補助率
サイバーセキュリティ演習等業務	サイバーセキュリティ演習等業務に係る経費	定額
サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成業務	サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成業務に係る経費	定額
次世代人工知能研究基盤整備事業	次世代人工知能研究基盤整備事業に係る経費	定額
ICTデバイス研究基盤・開発環境整備事業	ICTデバイス研究基盤・開発環境整備事業に係る経費	定額
量子暗号通信ネットワーク実証事業	量子暗号通信ネットワーク実証事業に係る経費	定額
衛星量子暗号通信技術実証事業	衛星量子暗号通信技術実証事業に係る経費	定額
多言語翻訳技術高度化事業	多言語翻訳技術高度化事業に係る経費	定額
降雨等観測機器整備事業	降雨等観測機器整備事業に係る経費	定額
深紫外線発光ダイオード高効率化等研究開発事業	深紫外線発光ダイオード高効率化等研究開発事業に係る経費	定額
サイバーセキュリティ情報収集・分析実証事業	サイバーセキュリティ情報収集・分析実証事業に係る経費	定額
量子インターネット要素技術研究開発事業	量子インターネット要素技術研究開発事業に係る経費	定額

別表第2（第3条関係）

スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業  
補助対象経費の区分等

補助対象経費		補助率
区分	内容	
(1) スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業費	起業又は事業拡大を目指す個人又は中小企業者等が行うICTに関する研究開発等に必要なる費用を助成するために要する経費	定額
(2) 業務管理費	スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業の執行に係る経費	定額

記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

○○年度情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付申請書

情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、上記補助金の交付  
について、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称（注）
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

（注）別表第 1 の「事業の区分」欄に掲げる名称のいずれか又は「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」を記載すること。

記 番 号  
年 月 日

○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱（平成29年2月16日総情セ第18号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第3（第5条第4項関係）

記 番 号  
年 月 日

○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○

補助金不交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助金については、下記の理由により交付できませんので、交付要綱第5条の規定によりの規定により通知します。

記

記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助事業計画変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信技術研究開発推進事業費補助金に係る補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 計画の変更の内容
- 3 計画の変更を必要とする理由
- 4 計画の変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の経費（補助事業に要する経費及び補助対象経費）の配分及びその算出基礎（新旧対比のこと。）

（注）中止又は廃止の場合には、中止後又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助事業事故報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信技術研究開発推進事業費補助金に係る補助事業の事故について、情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助事業状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信技術研究開発推進事業費補助金に係る補助事業の遂行状況及び収支の状況について、情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実績概要
- 3 補助対象経費の区分別の実績概要



記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の完了年月日
- 3 補助事業の内容及び成果
- 4 補助事業の収支決算

(1) 収入

補助金充当額	円
自 己 資 金	円
合 計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

イ 支出内訳

記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称  
スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業
- 2 補助事業の完了年月日
- 3 補助事業の内容及び成果  
別紙1のとおり
- 4 補助事業の収支決算  
別紙2のとおり
- 5 補助事業の取得設備・備品一覧表  
別紙3のとおり

補助事業成果報告書

補助事業の名称	
補助事業の概要	

【実施内容と成果】

## 補助事業の収支決算

## (1) 収支総括表

情報通信技術研究開発推進事業費補助事業（スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業）			
	I. スタートアップ 創出型萌芽的研究支 援事業費 (a)	II. 業務管理費 (b)	合計 (a+b)
交付決定額	千円	千円	千円
補助金にかかる実績 額	円	円	円
請求済額	円	円	円

## (2) 詳細収支決算表

経費の 区分	経費の項 目	交付決定 額 (千 円)	補助事業に 要した経費 (総事業 費) (円)	補助対 象経費 (円)	補助金 充当額 (千 円)	収入 (円)		備考
						補助金	自己資 金等	
I. ス ター タ ッ プ 創 出 型 萌 芽 的 研 究 支 援 事 業 費						補助金		
II. 業 務 管 理 費						自己資 金等		
I 及び II の合計						合計		

## 取得設備・備品一覧表

## (1) 補助事業において取得・製造した設備・備品

名称	仕様	数量	取得等年月日	製造・取得価格	設置場所 (住所)	備考

## (作成要領)

## 1. 取得設備・備品の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

## 2. 製造又は取得価格について

50万円以上の設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

## (2) 補助事業において効用の増加がなされた設備・備品

名称	仕様	数量	効用の増加年月日	設備・備品の額		設置場所 (住所)	備考
				増加前	増加後		

## (作成要領)

## 1. 効用の増加がなされた設備・備品の計上について

効用の増加がなされた設備・備品毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

## 2. 製造又は取得価格について

50万円以上の効用の増加がなされた設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

様式第8（第14条関係）

記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

〇〇年度情報通信技術研究開発推進事業費補助金精算（概算）払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助事業について、  
情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求  
します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 精算（概算）払請求金額（単位は円とし、算用数字を使用すること。）
- 3 概算払いの場合は、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

記 番 号  
年 月 日

総 務 大 臣  
○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

○○年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金額（交付要綱第13条による額の確定額）                      | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第10（第19条関係）

取得財産等管理台帳

（単位：円）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

- （注） 1 財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍・資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日とすること。



様式第 1 1 (第 1 9 条関係)

取得財産等明細表 (〇〇年度)

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、当該事業年度において取得した財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍・資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。取得年月日は、検収年月日とすること。

